

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件名
令和7年度沖縄労働総合庁舎交通誘導業務契約
- (2) 仕様
入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行場所
支出負担行為担当官指定の場所 詳細は仕様書による
- (4) 履行期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日

2. 競争に参加できるものの資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (2) 令和4・5・6年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)の九州・沖縄地域において「役務の提供等」の「A」「B」「C」又は「D」の等級に格付けされる者。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。(常用労働者数40人未満の企業は除く)
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。(常用労働者数101人未満の事業主は除く)
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (12) 沖縄県公安委員会より警備業法第4条の警備業認定を受けた者、又は沖縄県公安委員会に警備業法第9条の営業所設置等届出をした者であること。

3. 入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

(1) 入札説明書及び仕様書の交付日時等

日時 令和7年2月26日(水)から令和7年3月11日(火)9:00~17:00(土日祝日除)

場所 ①沖縄労働局総務部総務課 会計第一係

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

②沖縄労働局ホームページよりダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず入札説明書別紙9「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

(2) 入札を希望する者は、入札説明書・仕様書の交付を受け令和7年3月11日(火)17:00

までに入札参加申込みを終了すること。また、下記4(1)により紙入札を希望する者は、

「紙入札参加願」を沖縄労働局総務部総務課会計第一係に提出すること。

4. 入札

(1) 本案件は電子調達システムにて入札で行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

(2) 入札提出期限及び場所

日時 令和7年3月12日(水)12:00まで

場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

5. 開札

日時 令和7年3月12日(水)14:15

場所 沖縄労働局総務部総務課

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

6. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札の無効

上記2の競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札者の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約期間中に最低賃金額が改定される可能性があることも考慮して金額を算出すること。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書の作成の有無 有 ※原則、契約書の締結は電子契約によること。

(8) 積算内訳書の作成の有無 有

(9) 詳細は入札説明書による。

(10) 入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(11) 問い合わせ先

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1（那覇第2地方合同庁舎1号館4階）
沖縄労働局総務部総務課会計第一係 担当 島袋
電話（098）868-4003

以上公告する。

令和7年2月26日

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 君島 誠

入札説明書

令和7年度沖縄労働総合庁舎交通誘導業務契約の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 君島 誠

2. 競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

令和7年度沖縄労働総合庁舎交通誘導業務契約

(2) 仕様

詳細は仕様書による

(3) 履行場所

支出負担行為担当官指定の場所 詳細は仕様書による

(4) 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3. 競争に参加できるものの資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。

(2) 令和4・5・6年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)の九州・沖縄地域において「役務の提供等」の「A」「B」「C」又は「D」の等級に格付けされる者。

(3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。

(4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。

(5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。

(6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数40人未満の企業は除く）

(8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

(9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数101人未満の事業主は除く）。

(10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

(12) 沖縄県公安委員会より警備業法第4条の警備業認定を受けた者、又は沖縄県公安委員会に警備業法第9条の営業所設置等届出をした者であること。

4. 入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

(1) 入札説明及び仕様書の交付日時

日時 令和7年2月26日(水)から令和7年3月11日(火) 9:00～17:00(土日祝日除く)

- 場所 (ア) 沖縄労働局総務部総務課 会計第一係
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)
(イ) 沖縄労働局ホームページからダウンロード可能。
※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別紙9
「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

- (2) 入札を希望する者は、入札説明書及び仕様書の交付を受け、令和7年3月11日(火)
17:00までに説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。
また、下記5(1)により紙入札を希望する者は、「紙入札参加願」を沖縄労働局総務
部総務課会計第一係提出すること。

5. 入札

- (1) 本案件は電子調達システムにて行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい
者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
(2) 入札を行う場合、電子調達システムによる場合は別紙7により、紙入札による場合
は、別紙8により沖縄労働局総務部総務課会計第一係に提出すること
(3) この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書の提出時に、暴力団等に該当しな
い旨の誓約書を提出しなければならない(別紙2, 2-2)
(4) 入札書提出期限及び場所
日時 令和7年3月12日(水) 12:00まで
場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

6. 開札

- (1) 開札日時及び場所
日時 令和7年3月12日(水) 14:15まで
場所 沖縄労働局総務部総務課
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)
(2) 電子調達システムによる入札の場合
電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者
又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする
(3) 紙による入札の場合
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人
が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
(4) 再入札の取扱
開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内
での入札がないときは再度入札を行うものとする。
なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度入札を行う
ものとする。

7. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
(2) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(3) 入札の無効
上記3の競争参加資格のない者のした入札、5(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の
誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき、入札に関する条件に違反した入札
は無効とする。なお、入札に関する条件に違反した入札とは、入札説明書、仕様書及び配
布書類に示された内容に違反する入札をいう。
(4) 入札者の記載金額について
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算
した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業
者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金
額を入札書に記載すること。
また、契約期間中に最低賃金額が改定される可能性があることも考慮して金額を算出す
ること。
(5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも
って入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続きにおける交渉の有無 無
- (7) 契約書の作成の有無 有
※原則、契約書の締結は電子契約によること。
- (8) 積算内訳書の作成の有無 有
- (9) 入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (10) 問合せ先
〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1（那覇第2地方合同庁舎1号館4階）
沖縄労働局総務部総務課会計第一係 担当 島袋
電話（098）868-4003

1. 件名：令和7年度沖縄労働総合庁舎交通誘導業務契約

2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項について

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。 はい・いいえ
- (2) 令和4・5・6年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)における等級
九州・沖縄地域「役務の提供」 「」等級
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。 はい・いいえ
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。 はい・いいえ
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、
または記載をしなかった者ではないこと。 はい・いいえ
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥
については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
① 厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険 はい・いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率を達成していること、
又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて
障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数40人未満の企業は対象外） はい・いいえ
・対象外
- (8) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく
高齢者雇用確保措置を講じていること。 はい・いいえ
- (9) 「一般事業主行動計画」、を策定し都道府県労働局に届け出ていること。
・「次世代育成支援対策推進法」（常用労働者数101人未満の事業主は対象外） はい・いいえ・対象外
・「女性活躍推進法」（常用労働者数101人未満の事業主は対象外） はい・いいえ・対象外
* 事業所の常用労働者の人数 常用労働者数()人
- (10) 沖縄県公安委員会より警備業法第4条の警備業認定を受けた者、又は
沖縄県公安委員会に警備業法第9条の営業所設置等届出をした者である。 はい・いいえ

3. 厚生労働省所管法令に関する申告について

下記（1）から（4）の内容について誓約いたします。

この誓約に虚偽があつたことが判明した場合又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、契約が解除されることなど当方が不利益を被ることになつても、異議は一切申し立てません。

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
(2) 過去1年間に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
(3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
(4) 上記（1）～（3）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者(理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。))が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員名簿

役員氏名	生年月日
	大正 昭和 年 月 日 平成

参考様式です。役員一覧と各役員の生年月日がわかる一覧であれば別様式でも可

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加の停止処分を受けることに異議はありません。

令和 年 月 日
住 所
商 号
代表者

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

※直近の納付事実を確認できるもの（領収等の写し）を添付して下さい。

紙入札参加願

弊社は、下記入札案件における電子調達システムを利用しての入札に参加できないため、紙入札方式での入札参加を希望します。

理由

[]

記

件名 令和7年度沖縄労働総合庁舎交通誘導業務契約

令和 年 月 日

参加者 住所

商号

氏名

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

3. 紙入札業者情報

※(1)～(13)まで、空欄の無いよう記入すること。

(1) 資格審査登録番号	
(2) 企業名称	
(3) 住所・郵便番号	〒
(4) 代表者氏名	
(5) 代表者役職	
(6) 代表電話番号	
(7) 代表FAX番号	
(8) 担当者所属名称	
(9) 担当者氏名	
(10) 担当者所属住所等	〒
(11) 担当者電話番号	
(12) 担当者FAX番号	
(13) 担当者メールアドレス	

入 札 書

入 札 金 額	億 千 百 拾 万 千 百 拾 円
件 名	令和 7 年度沖縄労働総合庁舎交通誘導業務契約
<p>上記の金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって請負いたしますので、ご提示の仕様書及び契約条項、ご指示の事項を承知して入札いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>入札者 住 所 商 号 氏 名 (代理人氏名)</p> <p>支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 殿</p>	

令和7年度 沖縄労働総合庁舎交通誘導業務契約 内訳書

【人件費】

(誘導員A, B, C)	時給単価換算	×	時間	×	人数	×	日数	=	金額	①
			7		3		242			

(誘導員D)	時給単価換算	×	時間	×	人数	×	日数	=	金額	②
			5		1		242			

【社会保険(健康保険、年金、介護保険)、労働保険(労災・雇用)事業主負担】

(誘導員A, B, C)	事業主負担月額	×	月数	×	人数	=	金額	③
	社会保険		12		3			
	労働保険	×	12	×	3	=		④

(誘導員D)	事業主負担月額	×	月数	×	人数	=	金額	⑤
	社会保険		12		1			
	労働保険	×	12	×	1	=		⑥

人件費計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	
諸経費	
計(税抜)	

※諸経費に管理費・物品費や賃金上昇・保険料上昇見込、臨時誘導員費等すべてを含むこと

※計(税抜)は、入札金額と同額になること。

事業所名:

電子調達システムによる場合の提出書類

令和 7 年 3 月 11 日 (火) 17 : 00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙 1）
2. 誓約書（別紙 2， 2－2）
3. 令和 4・5・6 年度一般競争参加資格の種類「役務の提供」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙 3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収書等）
* 上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去 2 年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数 40 名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し、報告対象となっていない者は就業規則の写し
7. 一般事業主行動計画策定届の写しア「次世代育成支援対策推進法」、イ「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 名以上の場合）
8. 警備業認定証の写し

※上記 1 から 8 までの添付書類をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにて提出すること。

令和 7 年 3 月 12 日 (水) 12 : 00 までに

1. **入札内訳書（別紙 5－2）** をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにて提出すること。

紙入札による場合の提出書類・手続

令和7年3月11日(火) 17:00まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙1）
2. 誓約書（別紙2， 2-2）
3. 令和4・5・6年度一般競争参加資格の種類「役務の提供」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収等）
*上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去2年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数40名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し、報告対象となっていない者は就業規則の写し
7. 一般事業主行動計画策定届の写し ア「次世代育成支援対策推進法」、イ「女性活躍推進法」（常用労働者数101人未満の事業主は除く）。
8. 紙入札参加申込書（別紙4、別紙4-2）
9. 警備業認定証の写し

令和7年3月12日(水) 12:00まで

- | | | |
|--|---|----------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 10. 入札書（別紙5） 11. 入札金額内訳書（別紙5-2） 12. 委任状（別紙6）（代理人入札の場合） | } | ※10. 11. 12は封筒に入れて提出 |
|--|---|----------------------|

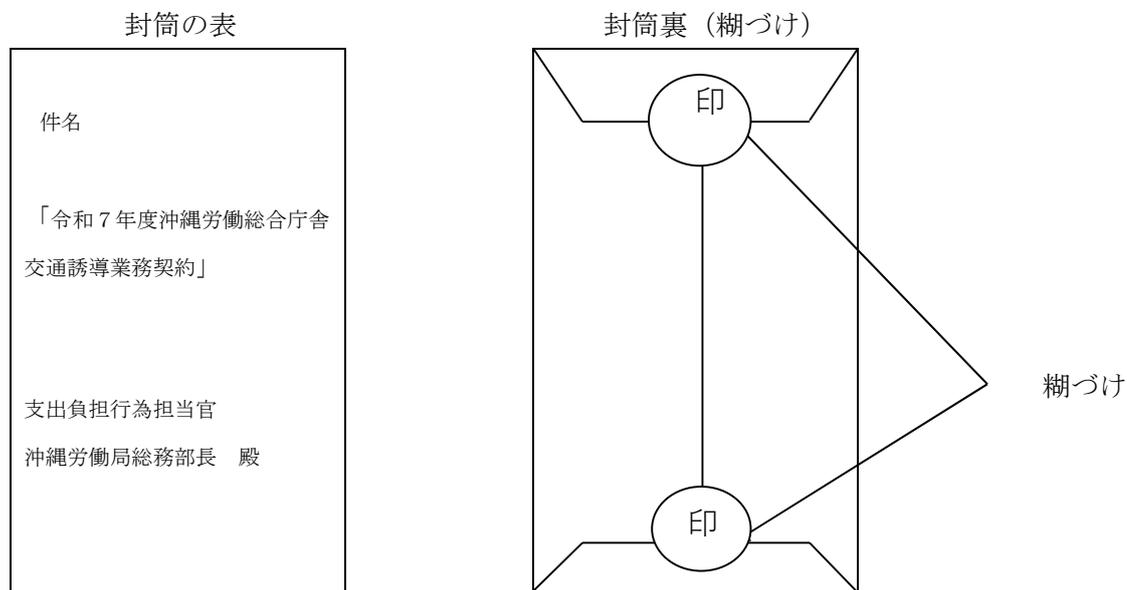
令和7年3月12日(水) 14:15

再入札の場合に、印鑑（代表者の場合は代表者印・代理人の場合は代理人の印）が必要。

再入札については、入札説明書の6. 開札（4）のとおりとする。

*入札にあたっては、下記のとおり記載した封筒により提出下さい。

封筒の糊付け位置には必ず「割印」を押印すること。



入札関係書類受領書

【メール送信票】

沖縄労働局 総務部 総務課 会計第一係 島袋 亜友美

(メールアドレス：shimabukuro-ayumi@mhlw.go.jp)

入札件名	令和7年度沖縄労働総合庁舎交通誘導業務契約	
参加入札方式 (いづれかに○)	電子入札	紙入札
受領日 (ダウンロード日)		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
備考		

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載の上、上記メールアドレスに必ず送信してください。

※ 本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様にご連絡する際に使用します。

入札注意事項

入札にあたっては、下記の事項を熟読のうえ行なってください。

(入札心得)

1. 入札は、原則として本人が行なうこと。
2. 入札書及び委任状は、定められたものを使用すること。
3. 代理人が入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。
4. 入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りがないよう確認すること。
5. 入札額の基となる入札内訳書について、積算誤り等ないように記入、作成すること。
6. 入札者は、入札書をいったん入札函に投入した後は開札の前後を問わず、引き換え・変更又は取消をすることはできないこと。

(入札の無効)

1. 競争に参加資格を有しない者が行った入札。
2. 委任状を持参しない代理人が行った入札。
3. 入札書の表記金額を訂正した入札。
4. 入札書の表記金額と入札内訳書の合計金額に相違がある入札。
5. 入札書の表記金額、氏名、印影または重要な文字が誤字し、不明瞭な入札。
6. 入札条件に違反した入札。
7. 談合その他不正の行為があった入札。

参考

予算決算及び会計令第七十条 第七十一条

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。※
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。※
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

※履行の遅延のみならず、計画・報告書の遅延なども含みます

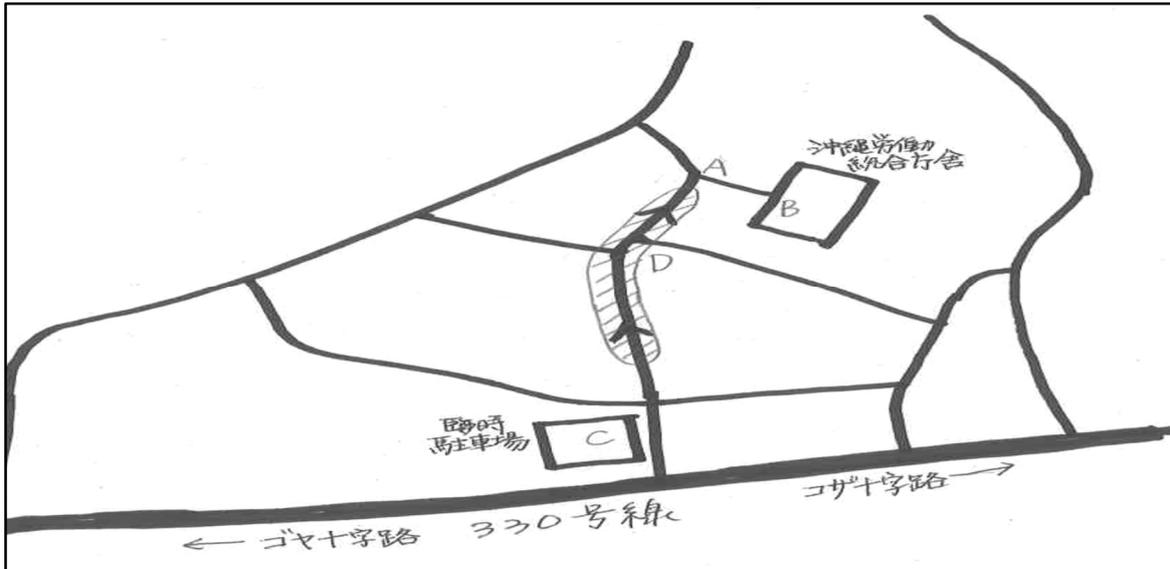
令和7年度沖縄労働総合庁舎交通誘導業務契約 仕様書

1. 契約件名 : 令和7年度沖縄労働総合庁舎交通誘導業務契約
2. 履行場所 : 仕様書別紙1のとおり
3. 契約期間 : 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
4. 誘導人員数及び実施日時 : 別添仕様書別紙1~3のとおり
5. 業務内容
 - 沖縄労働総合庁舎駐車場における車両の出入りを誘導する。
 - 満車になりしだい、臨時駐車場へ常時誘導する。
 - 公道に縦列渋滞することなく常時誘導すること。
 - 責任統括誘導員を常時1名配置すること。
 - 臨時駐車場(住吉駐車場)への車両誘導
6. 発注者(総務課職員)から作業報告を求める場合には、それに応じること。
7. 問題発生時には速やかに情報提供を行い、発注者(総務課職員)と受託者双方参加のもと会議を開き、履行確認を行うこと。
8. 問題発生後、話し合いを行ったにも関わらず改善が見られない場合は、途中契約解除もあり得ること。
9. 管理責任者は、定期的に現場を見回り、交通誘導員の対応等に問題がないか巡回し確認を行うこと。
10. 配置される交通誘導員は、各自業務日報を作成し各履行場所の庶務課へ報告を行うこと。
11. その他
 - 受託者は沖縄県公安委員会より警備業法第4条の警備業認定を受けた者、又は沖縄公安委員会に警備業法第9条の営業所設置等届出をした者であること。
 - 本業務に当たらせる交通誘導員は、交通誘導業務を適正に実施するため必要な知識及び技能を有している者であること。
 - 交通誘導員間の連絡等のため通信可能な機器(トランシーバーや携帯電話等)を常備すること。
 - 本業務中は必ず制服と色、型式又は標章により明確に識別できる服装を用いること。受託者にて必要と認める場合には反射チョッキを着用、車両誘導のための手具を使用すること。
 - 事故等が発生した場合、これが受託者の責に帰すべき事由であるときには、受託者において賠償責任を負うものであること。
 - 交通誘導員の安全及び健康管理を徹底すること。
 - 賃貸契約の関係により誘導する駐車場が変更となる場合、利用者車両の混雑状況等により人員の配置先及び案内方法等を変更する場合があること。この場合は、その変更内容について事前に労働局より連絡するものとする。
 - 最低賃金額改定後、最賃を下回っていることがないよう、賃金台帳の写し等の報告を求める場合があること。
 - 駐車場の利用状況について、発注者(総務課職員)より指定の報告を求められた場合は指示にしたがうこと。
 - 受託者は交通誘導員に対し、安全かつ丁寧な誘導を行うよう随時指導監督を行うこと。

○受注した業務の全部を第三者に委託することはできないものとする。再委託先が子会社である場合も再委託として取り扱う。また、受注した業務の一部を再委託する場合は、再委託申請書を沖縄労働局へ提出し、その承認を受けなければならないものとする。申請書の様式については契約書にて提示する。

契約履行場所	配置人員	実施日時	特記事項
<p>1. 沖縄労働総合庁舎駐車場 (沖縄市住吉1丁目23番1号) 駐車台数:54台</p> <p>2. 臨時駐車場 住吉駐車場 (沖縄市住吉1丁目6番14号) 駐車台数:37台</p> <p>3. その他公道にて</p>	<p>4名以上</p>	<p>令和7年4月1日 ～令和8年3月31日(土、日、祝日及び年末年始の休日(12月29日から1月3日まで)除く)</p> <p>誘導員A・B・C 8:15～16:00(7時間) 誘導員D 8:15～16:00の内の5時間 仕様書別紙3参照</p>	<p>○ 責任統括誘導員(誘導員A) ・ 他誘導員3名との連携を図る。 ・ 庁舎敷地内駐車場の空き状況、臨時駐車場の空き状況、一方通行の渋滞状況を常に確認する。</p> <p>○ 駐車場誘導 ・ 仕様書別紙2、3を参照</p> <p>○ 誘導実施日時について ・ 庁舎敷地内駐車場及び臨時駐車場については、11:30から13:00までは常駐1名以上で可とする。</p>

誘導員A、B、C、D の配置場所



【業務内容】(仕様書別紙3も参照すること)

○誘導員A

- ・公道に立ち、誘導員B、Cと連携し、空き状況を確認しながら庁舎敷地内駐車場へ案内する。
- ・満車であれば、臨時駐車場案内のチラシ(臨時駐車場案内のチラシは沖縄公共職業安定所庶務課にて準備)を配布し、迂回コースを説明しながら臨時駐車場を案内する。
- ・「空きが出るまで待ちます」という利用者には、公道の方側へ寄せて駐車してもらい、待機するように説明する。
- ・責任統括誘導員として、他誘導員と常に連携し、公道に縦列渋滞することがないように、交通誘導を行う。

○誘導員B

- ・庁舎敷地内駐車場の入口周辺に立ち、交通誘導を行う。
- ・庁舎敷地入口周辺は道路幅が狭いため、行き交う車がぶつからないように、交通誘導を行う。
- ・入口近くに駐輪スペースがあるため、自動車と接触しないように注意しながら交通誘導を行う。

○誘導員C

- ・臨時駐車場入口周辺に立ち、交通誘導を行う。臨時駐車場の空き状況を常に確認し、他3名の誘導員と連携して交通誘導を行う。

○誘導員D

- ・上記地図の斜線部分にて車両の対応を行う。
- ・すじ道から入ってくる車両や、待機車両の列に並んだ一般車両へ声かけし、ハローワークへ向かう車でなければ、待機車両の列の片側へ誘導し、一方通行を通過させる。
- ・駐車場の空き状況について、他誘導員3名と常に連携しながら対応する。
- ・斜線部分が渋滞していなければ、庁舎敷地内駐車場にて、誘導員Bと連携して交通誘導を行う。
- ・ハローワーク利用者の込み合う時期等予想されるため、必要に応じて勤務開始時間(実働 5時間)を変更するなどの調整も可能とし、沖縄労働総合庁舎管理担当である沖縄公共職業安定所庶務課と調整した上で勤務開始時間を決定すること。

沖縄労働総合庁舎

		8:15	9	10	11	12	13	14	15	16	17								
誘導員A		勤務時間											<p>○ 駐車場誘導員A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導員Aを責任統括誘導員とする。 ・車両を庁舎内駐車場へ案内する。 ・満車の場合、臨時駐車場を案内する。(公道に縦列渋滞することがないように常時誘導すること) ・公道において、駐車場の空き状況について他誘導員3名と連携、確認しながら車両の誘導を行う。必要に応じて待機車両の運転手へ臨時駐車場の案内チラシを配布する ・休憩時間について、庁舎敷地内駐車場及び臨時駐車場に関して11:30から13:00までは常駐1名以上となるように休憩をとること。 <p>○ 責任統括誘導員としての業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他3名の誘導員と常に連携し、庁舎敷地内駐車場の空き状況の把握、臨時駐車場の空き状況の把握、一方通行の道路の渋滞状況の把握を行い、状況に応じて、誘導員の配置を決める。 						
		誘導員B	令和7年4月1日 ～令和8年3月 31日(土、日、祝 日及び年末年 始の休日(12月 29日から1月3日 まで)除く)	勤務時間											<p>○ 駐車場誘導員B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎敷地内駐車場の入口周辺に立ち、交通誘導を行う。 ・入口周辺は道路幅が狭いため、行き交う車がぶつからないように、安全に交通誘導を行う。 ・敷地内駐車場の空き状況について、常に他誘導員3名へ連絡し、連携しながら誘導を行う。 ・休憩時間について、庁舎敷地内駐車場及び臨時駐車場に関して11:30から13:00までは常駐1名以上となるように休憩をとること。 				
				誘導員C	誘導員A・B・C 8:15～16:00 (7時間) 誘導員D 8:15～16:00の 間の5時間	勤務時間											<p>○ 駐車場誘導員C</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時駐車場へ車両を誘導し、駐車状況を常に確認しながら他誘導員3名へ随時臨時駐車場の駐車状況を連絡する。他誘導員3名と連携しながら、臨時駐車場を管理する。 ・休憩時間について、庁舎敷地内駐車場及び臨時駐車場に関して11:30から13:00までは常駐1名以上となるように休憩をとること。 		
						誘導員D		勤務時間											<p>○ 駐車場誘導員D</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公道において、一方通行の道路上で、すじ道から入ってくる車両や、待機車両の列に並んだ一般車両へ声かけしハローワークへ向かう車でなければ、待機車両の列の片側へ安全に誘導し、一方通行を通過させる。必要に応じて 待機車両の運転手へ臨時駐車場の案内チラシを配布する。 ・駐車場の空き状況について、常に他誘導員3名と連携しながら確認する。公道にて渋滞していない時は、庁舎敷地内駐車場にて、誘導員Aと連携して車両を誘導する。 ・休憩時間について、庁舎敷地内駐車場及び臨時駐車場に関して11:30から13:00までの間は常駐1名以上となる ように休憩をとること。 ・誘導員Dの勤務時間については、8:15～16:00の間の5時間とする。 ・利用者の込み合う時期等予想されるため、必要に応じて勤務開始時間を変更するなどの調整も可能とし、沖縄労働総合庁舎管理担当である沖縄公共職業安定所庶務課と調整した上で勤務時間を決定すること。

勤務時間 休憩時間

3 利用開始方法

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用するには、環境の準備 (政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータル)、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

推奨環境の準備 → **調達ポータル** → https://www.p-portal.go.jp/how_to_use

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記URLをご確認ください。

電子証明書の取得

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者 (認証局) が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書 (申請フォーム) に住所を明記していただくようお願いいたします。

【対応認証局一覧】

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
NTTビジネスソリューションズ株式会社 (e-Probatio PS2 サービスに係る認証局)	○	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス)	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB (一般向け・属性型証明書))	×	○
株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局)	○	×
電子認証登記所 (商業登記に基づく電子認証制度)	○*	○
株式会社トインクス (TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局)	○	×
日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局)	○	×
地方公共団体情報システム機構 (公的個人認証サービス) (マイナンバーカード)	○	×

※日本電子認証 (法人認証カードサービス)

利用者登録 → <https://www.p-portal.go.jp/manuals>

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記 URL に掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代表者)」、または「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代理人)」をご確認ください。

お問合せ先

■ ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

調達ポータル → <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■ FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

調達ポータル → **ナビダイヤル** ☎0570-000-683 **IP電話等** ☎03-4332-7803

受付時間: 平日 9時00分~17時30分
(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く) その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。

政府電子調達 (GEPS)

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、インターネットを利用して行うことができます。



「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

「調達ポータル」サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

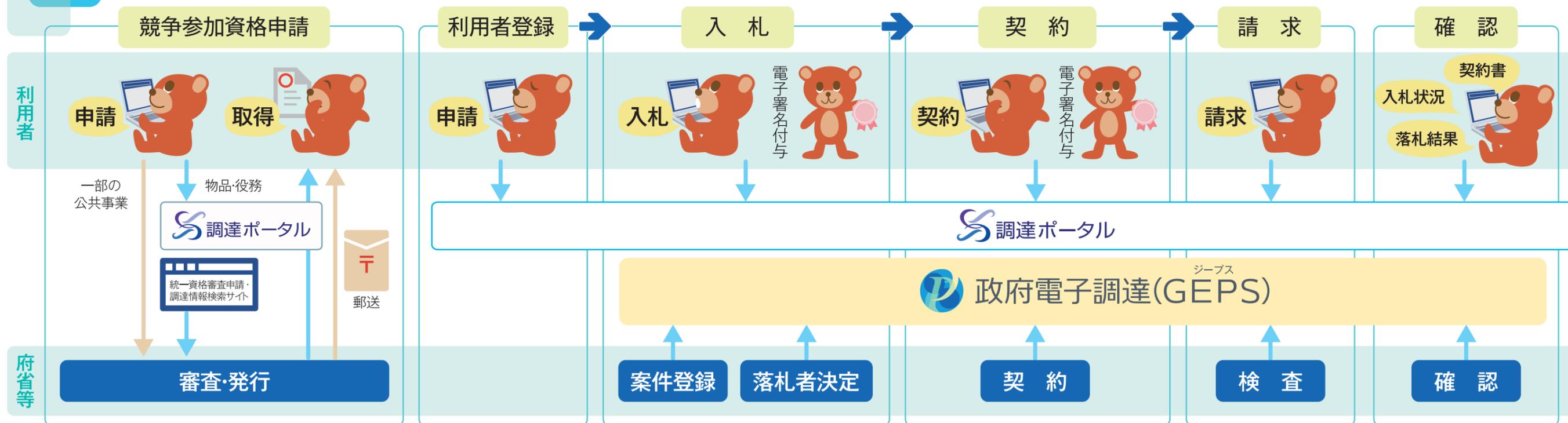
調達ポータル

検索



内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

政府電子調達 (GEPS (ジープス))



1 政府電子調達 (GEPS (ジープス))とは

政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

窓口を統一

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

2 ご利用のメリット

上記の業務をワンストップでできる！

ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

常時利用可能*

※システムメンテナンス時を除きます。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

印鑑が不要*

※法令で義務のある場合を除きます。

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。